3　平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項及び平成二十六年度省令第三条第三項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）、平成二十四年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十五年度省令第三条第三項及び平成二十六年度省令第三条第三項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）、平成二十五年度省令第二条及び第三条の規定により算定した額（平成二十六年度省令第二条第三項及び第三条第三項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）並びに平成二十六年省令第二条及び第三条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度分、平成二十四年度分、平成二十五年度分又は平成二十六年度分の震災復興特別交付税の額が過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過大算定額又は過少算定額に相当する額を、第一項の規定に基づき算定した額（前項の規定により減額した額がある場合には、当該減額した後の額）から減額し、又は当該額に加算するものとする。

4　前二項の規定により減額し、又は加算した後の平成二十七年度三月分の額が負数となるときは、当該額を零とする。

5　前項の場合において、平成二十七年度三月分の額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法の特例）

第四条　前三条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成二十七年九月及び平成二十八年三月以外の月において、平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

（平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十八年度において交付する場合の算定方法）

第五条　地方交付税法附則第十二条第一項の規定により、同法附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十八年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額については、別に省令で定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

一	二
（一）　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項の規定による負担金	（一）　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十一条の規定による負担金
（二）　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金	（二）　農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担法第四条第一項の規定による負担金
（三）　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項又は第二項の規定による負担金	（四）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条第一項の規定による負担金
（四）　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項の規定による負担金	（五）　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による負担金
（五）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による負担金	（六）　森林法第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金
（六）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項の規定による負担金	（七）　道路法第五十条第一項の規定による負担金
（七）　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十条第一項又は第二項の規定による負担金	（八）　道路法第五十六条の規定による補助金
（八）　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十六条第一項の規定による負担金	（九）　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条の規定による負担金
（九）　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項の規定による負担金	（十）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による負担金
（十）　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項の規定による負担金	（十一）　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による補助金
（十一）　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金	（十二）　地すべり等防止法第二十九条の規定による負担金
（十二）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第五条第一号から第四号までの規定による負担金	（十三）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金
（十三）　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項の規定による負担金	（十四）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条の規定による補助金
（十四）　東日本大震災復興特別区域法第五十六条第八項の規定による負担金	（十五）　震災特別法第七条の規定による補助金
（十五）　福島復興再生特別措置法第九条第四項、第十条第四項、第十一条第三項、第十二条第四項、第十三条第四項、第十四条第四項又は第十六条第五項の規定による負担金	（十六）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第六条の規定による補助金
	（十七）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）
	（十八）　特定非営利活動法人等運営力強化交付金
	（十九）　東日本大震災復興推進調整費
	（二十）　福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）
	（二十一）　被災者健康・生活支援総合交付金
	（二十二）　情報通信技術利活用事業費補助金
	（二十三）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金